

菊川市耐震改修促進計画



令和8年度

菊川市

目 次

第1章 序論

1 計画策定の目的	— 2
2 計画の名称	2
3 計画の期間	2
4 基本方針	2
5 本計画の対象建築物	3

第2章 計画の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	— 4
(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況	5
(2) 耐震化の現状と目標設定	7
(3) 公共建築物の耐震化の目標設定	9
(4) 定性的な目標	10
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	— 12
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	13
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	13
(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	16
(4) 地震時の総合的な安全対策	16
(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定	17
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	— 18
(1) ハザードマップの作成・公表	19
(2) 相談体制の整備・情報の充実	19
(3) パンフレット等の作成とその活用	19
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	19
(5) 関係者との連携促進等	20
(6) ダイレクトメールや戸別訪問等の実施	20
(7) 建築物に関する防災対策	21
(8) その他周知及び啓発する事項	21
4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	— 23
(1) 住宅における避難空間の確保	23
(2) 避難路沿道建築物の耐震化への対策	23
(3) 長周期地震動への対策	24
(4) 新耐震基準の建築物への対策	24
(5) 戸別管理台帳の整備	24

第1章 序論

1 計画策定の目的

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、市内における建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的とし、今後予想される地震から住民の生命、財産を守るため策定するものです。

市町における耐震改修促進計画の策定は法制度上は任意とされていますが、巨大地震の発生が指摘されている静岡県においては、住宅及び建築物の耐震化の促進がより一層求められていることから、平成19年度末までに県下全ての市町において計画が策定されています。

特に南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されるなど切迫性が指摘されていることから、静岡県は、新たな耐震改修促進計画を令和8年3月に公表しました。

このような状況のもと、本市においても、国の基本方針や県の計画の内容を勘案した「住宅と特定建築物の新たな耐震化目標」を設定し、市内の建築物の耐震診断や耐震改修の促進をさらに図る必要があります。そのため、関係部局等と連携のもと、平成19年6月（令和3年4月改定）に策定した本市の計画を速やかに改定することといたします。

2 計画の名称

この計画名称は「菊川市耐震改修促進計画」とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
また、本計画の実施に必要な事項は別途定めます。

4 基本方針

「地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの市民の命を守り、助かった命をつなぐ」を基本方針として定めます。

5 本計画の対象建築物

本計画で対象とする建築物は、「現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又

は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物」とします。

表 1-1 本計画における対象建築物の区分と年代

区 分/年 代		1981年5月31日		2000年5月31日
構造種別	木造	対象 (旧耐震基準)	対象 (新耐震基準)	対象外 (現行耐震基準)
	非木造	対象 (旧耐震基準)	対象外 (現行耐震基準)	
経年劣化等	経年劣化が進んだ建築物	対象		
	地震により被害を受けた建築物	対象		

第2章 計画の概要

概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況（静岡県第4次地震被害想定）

ア 地震の規模

（レベル1）マグニチュード8.0～8.7クラス（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（レベル2）マグニチュード9.0クラス（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

イ 死者数、地震動等による建築物の全壊・焼失棟数

（レベル1）死者数 約 60人、全壊・焼失棟 約 3,300棟（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（レベル2）死者数 約 400人、全壊・焼失棟 約 8,900棟（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

(2) 耐震化の現状と目標設定

住宅 …耐震化率の目標 98%（令和12年度末）

（単位：％）

建築物用途		耐震化率	計画策定時	現状	目標 (R12年度末)
住宅※2			76.2 (H15年)	95.2 (R5年)	98
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)		公共	79.8 (H17年度末)	97.8 (R6年度末)	—
		民間	92.5	96.4	—
			69.7	98.8	—
災害時の 拠点とな る建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、 消防署、幼稚園、小・中学校、高 校、病院、診療所、老人ホーム、 老人福祉センター、体育館等		77.2	98.3	—
			91.4	97.4	—
			54.5	100	—
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、 映画館、遊技場、美術館、博物館、 銀行等		75.0	87.5	—
			66.7	66.7	—
			80.0	100	—
特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄 宿舍、下宿、事務所、工場等		83.3	98.5	—
			100	100	—
			76.9	98.1	—

※1 本計画において特定建築物とは、法第14条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。

※2 住宅の耐震化率は、5年毎に行われる総務省の住宅・土地統計調査からの推計

※3 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、特定建築物の耐震化に係る実態調査（都市計画課調査）の結果

(4) 定性的な目標

ア 現行の耐震性能の確保

イ 新築時の耐震性能の維持・回復

ウ 屋内における安全性確保：家具等の転倒防止対策、天井の落下防止対策、建築設備の安全対策

エ 屋外における安全性確保：倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策、非構造部材等の落下防止対策

オ 地域における安全性確保：空き家の安全性確保、緊急輸送路等の確保

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

平成23年3月の東日本大震災は、千年に1度と言われる巨大地震で、大規模な津波や激しい揺れによって広範囲にわたり膨大な数の住宅・建築物が全半壊した。また、遠距離地域においては長周期地震動により高層ビル等に被害が生じた。

平成28年4月の熊本地震では、震度7が2回観測されるなど、過去に例を見ない連続した激しい揺れにより、新耐震基準適用以降に建てられた住宅にも被害が生じた。

平成30年6月の大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きになるという被害が生じた。

令和6年1月の能登半島地震では、杭頭の破壊を主因とするビルの倒壊のほか、大規模な市街地火災や津波、地盤の隆起・液状化による宅地被害、道路寸断による山間地の孤立など多くの事象が発生した。また、発災後の調査により高齢化率の高い地域において相対的に耐震化率が低いことが明らかになった。

このように我が国では、大地震はいつでもどこでも発生してもおかしくない状況にある。

特に南海トラフ地震や首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、1人でも多くの住民の生命を守るため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況

想定される地震の規模及び被害の状況は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として平成25年に策定された「静岡県第4次地震被害想定」の結果とする。

表 2-1-1 想定される地震の規模

区 分	内 容
レベル1の 地震・津波	市がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
	駿河トラフ・南海トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7クラス)
レベル2の 地震・津波	内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
	駿河トラフ・南海トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0クラス)

表 2-1-2 想定される被害

① レベル 1 の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

建物 被害	全壊・焼失棟数：約 3,300 棟（うち地震動・液状化：約 3,110 棟） *冬・夕方、地震予知なしの場合
人的 被害	死者数：約 60 人 *冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

② レベル 2 の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

建物 被害	全壊・焼失棟数：約 8,900 棟（うち地震動・液状化：約 8,110 棟） *東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合（国想定は基本ケース）
人的 被害	死者数：約 400 人 *東側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

「令和5年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、菊川市（以下「市」という。）の住宅の耐震化の状況は、表2-2のとおり、居住世帯のある住宅17,780戸のうち、耐震性がある住宅は16,924戸で、耐震化率は95.2%となり、計画策定時（平成15年）の耐震化率76.2%から19.0%向上した。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぎ、在宅避難が可能となることにより、住民の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き促進する必要がある。

市では「静岡県第4次地震被害想定」において推計された被害をできる限り軽減するため、平成25年に建物被害、火災、山・がけ崩れ等に対する主要な行動目標を定めた「菊川市地震・津波対策アクションプログラム2023（以下「AP2023」という。）」を策定している。その減災目標である「令和14年度までの10年間で想定犠牲者の8割減災の達成及び8割以上の減災効果を維持する。」に向けて、住宅の耐震化率は、5年後（令和12年度末）までに98%を目標とする。

表2-2 住宅の耐震化の現状と目標（令和5年住宅・土地統計調査より推計*）（単位：戸）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (平成30年) 令和5 ⑤/④	耐震化率 の目標 (令和7/12年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	9,825	2,335	12,160	11,342	93.3%	—
		1,517				
非木造	5,361	259	5,620	5,582	99.3%	—
		221				
合計	15,186	2,594	17,780	16,924	95.2%	98%
		1,738				

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

「令和5年住宅・土地統計調査」によると、平成31年（令和元年）から令和5年の5年間に耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は、表2-3のとおり180戸である。

市では、プロジェクト「TOUKAIー0」総合支援事業により住宅・建築物の耐震化を促進しており、住宅の耐震化の実績は、表2-4のとおりである。

表2-3 住宅（持ち家）の耐震改修状況（平成20・25・30・令和5年住宅・土地統計調査）

	H20	H25	H30	R5	計
昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震改修を実施した戸数	376戸	244戸	157戸	180戸	934戸

表2-4 プロジェクト「TOUKAIー0」総合支援事業の実績（単位：戸）

事業名	～R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断)	1,480	25	17	30	42	4	1,598
木造住宅補強計画策定事業（補強計画）	147	—	—	—	—	—	180
木造住宅耐震補強助成事業（耐震改修）	153	—	—	—	—	—	186
木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画耐震改修一体型)	—	3	6	3	7	16	35
建築物等耐震診断事業 (建築物の耐震診断)	8	0	0	0	0	0	8

イ 多数の者が利用する特定建築物

「特定建築物の耐震化に係る実態調査（都市計画課調査）」の結果によると、表 2-5 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の令和 6 年度末時点の耐震化率は 97.8% となり、計画策定時（平成 17 年度末）の耐震化率 79.8% から 18.0% 向上した。

想定される巨大地震による被害を軽減させるためには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要がある。

表 2-5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和 7 年 3 月末現在）

区 分	昭和 56 年 6 月以降の 建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和元年度末) ⑤/④
		うち 耐震性有③			
多数の者が利用する 特定建築物 (法第 14 条第 1 号)	105	31	136	133	97.8%
		28			

表 2-6 用途別の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和 7 年 3 月末現在）

多数の者が利用する 特定建築物 (法第 14 条第 1 号)		昭和 56 年 6 月以降の 建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和元年度末) (④/③)
用 途						
災害時の 拠点とな る建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、診療所、 老人ホーム、老人福祉センター、 体育館等	38	22	60	59	98.3%
	公共	19	19	38	37	97.4%
	民間	19	3	22	22	100%
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映 画館、遊技場、美術館、博物館、 銀行等	7	1	8	7	87.5%
	公共	2	1	3	2	66.7%
	民間	5	0	5	5	100%
特定多数 の者が利 用する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿 舎、下宿、事務所、工場等	60	8	68	67	98.5%
	公共	15	0	15	15	100%
	民間	43	8	53	52	98.1%
計		105	31	136	133	97.8%
	公共	36	20	56	54	96.4%
	民間	69	11	80	79	98.8%

※本計画において特定建築物とは、法第 14 条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。

(3) 公共建築物の耐震化の目標設定

公共建築物については、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしている。そこで、円滑な災害応急対策を実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、病院、避難所となる学校施設などの公共建築物の耐震化が非常に重要である。

市では、県とともに学校、庁舎等の公共建築物について耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と耐震化計画を策定することにより、積極的に耐震化に取り組んでいる。

市が所有する公共建築物（以下「市有建築物」という。）については、耐震性能に係るリストを平成 18 年 2 月に公表した。耐震性が不足する市有建築物について計画的に耐震化を進めるため、「菊川市が所有する公共建築物の耐震化計画」を平成 22 年 12 月に策定し、令和 6 年 3 月末に最新の計画を公表している。

令和 6 年 4 月 1 日現在、市有建築物の耐震化率は 93.7%（静岡県が想定している東海地震に対する耐震化率）である（表 2-8-1）。東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、および耐震性能が劣るランクⅢの建築物 計 7 棟については、各施設の状況に応じて耐震補強や移転、解体等を実施していく。

表 2-8-1 市有建築物の耐震性能（令和 6 年 3 月 31 日現在）

建築物の用途※1	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク※2				未診断	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	Ia	Ib				
① 災害時の拠点となる建築物	46 棟	34 棟	5 棟	0 棟	0 棟	85 棟
② 多数の者が利用する建築物	5 棟	2 棟	1 棟	1 棟	1 棟	10 棟
③ 市営住宅	0 棟	11 棟	0 棟	0 棟	0 棟	11 棟
④ 救急医療等を行う建築物	3 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	4 棟
⑤ その他の主要な建築物	6 棟	11 棟	0 棟	0 棟	0 棟	17 棟
計	60 棟	59 棟	6 棟	1 棟	1 棟	127 棟
構成割合	47.2%	46.5%	4.7%	0.9%	0.8%	100%※5
東海地震に対する耐震化率※3	93.7%					
(参考)建築基準法上の耐震化率※4	98.4%					

※1, 2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは県が独自に定めたものである。（表 2-8-2 参照）

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

※5 構成割合の合計が 100.1%となるが、四捨五入し 100%とする。

表 2-8-2 各ランクの東海地震に対する耐震性能

ランク	東海地震に対する耐震性能		備考
Ⅰ	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判断による
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	
Ⅱ	耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。		
Ⅲ	耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		

(4) 定性的な目標

ア 現行の耐震性能の確保

本計画では、基本的に昭和 56 年以前の旧耐震基準による建築物が、現行の耐震性能を確保することを目指すものであるが、平成 28 年 4 月の熊本地震や令和 6 年 1 月の能登半島地震では、新耐震基準の木造建築物のうち平成 12 年(2000 年) 5 月以前の建築物(以下「2000 年基準以前の木造建築物」という。)に被害が発生した。このため 2000 年基準以前の木造建築物についても、精密な耐震診断や必要な耐震改修を実施し安全性確保を目指す。

なお、建築基準法はこれまで数次にわたり構造規定の強化を図ってきたが、この法律の基準は基本的に最低限の水準である。これを前提とした耐震基準も同程度の水準であるため、一回の大地震に対しては「倒壊はしないが損傷はする」ものであり、継続使用を担保するものではない。そこで、自宅での在宅避難や事業所での BCP(事業継続計画)による早期の事業再開のために、耐震化にあたっては大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保が望まれる。

また、過去の大地震において基礎の杭が損傷し、建物の継続使用が困難となった事例があった。このため、杭基礎を使用している建築物においては、建築基準法では一次設計(中小規模の地震に対する検討)しか規定していないことに留意する。

更に、高層建築物や免震建築物は、固有周期が長く長周期地震動により共振し被害を受けおそれがあるため、国が平成 28 年に示した新たな考え方により、これについても配慮していく。

イ 新築時の耐震性能の維持・回復

新築時は耐震性能が確保されていても、時間の経過とともに、ひび割れや変形、老朽化などの経年劣化による耐震性能の低下が懸念されるため、定期的な調査により劣化状況を把握し、必要な対策を講じるなど適切なメンテナンスにより、安全性確保を目指す。

また、平成 28 年 4 月の熊本地震では震度 7 の地震が 2 回発生し、1 回目は地震に耐えることができたものの、そのダメージにより 2 回目で倒壊に至るものがあった。能登半島地震では令和 2 年 12 月頃から群発地震と呼ばれる活発な地震活動によって建築物にダメージが蓄積し、倒壊に至った可能性があると指摘する有識者もいる。そのため、大きな地震を受けた場合には耐震性の低下の有無を調査し、必要な耐震改修をするなどして、繰り返し地震に対する安全性確保を目指す。

ウ 屋内における安全性確保

(ア) 家具等の転倒防止対策

建築物が倒壊しなくても、家具等が固定されていないと、地震による転倒が怪我や圧死・窒息死の原因となることや、避難の妨げにもなることから、家具等を固定し転倒防止を行い、安全性確保を目指す。

(イ) 天井の落下防止対策

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生したため、天井の落下に対する安全性確保を目指す。

(ウ) 建築設備の安全対策

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーターの落下被害が発生し、また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、多くのビルでエレベーターの緊急異常停止により、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの事案が発生したため、エレベーター、エスカレーターの安全性確保を目指す。また、給湯設備やそれらに付随する配管等の安全性確保を目指す。

エ 屋外における安全性確保

(ア) 倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、道路通行の妨げとなり避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、倒壊の危険性のあるブロッ

ク塀等の撤去または補強により安全性確保を目指す。

(イ) 非構造部材等の落下防止対策

地震によって瓦屋根、窓ガラス、外装材等（以下「非構造部材等」という。）や屋外広告物が落下すると、通行人等に死傷者が出るおそれがあるだけでなく、道路通行の妨げとなり避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、非構造部材等、屋外広告物の安全性確保を目指す。

オ 地域における安全性確保

(ア) 空き家

空き家が倒壊することにより、道路閉塞や隣地への影響、延焼の拡大等が懸念されるため、空き家及び周囲の安全性確保を目指す。

(イ) 緊急輸送路等の確保

市は、市の区域内で完結する緊急輸送路や避難路等を、地域の実情に応じた耐震診断義務付け対象道路に指定することにより、津波や火災からの避難や緊急車両等の通行について、更なる安全性確保を目指す。

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じていく。

住宅については、人命を守ることを最も重視し、昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）の木造住宅を中心に、耐震診断や補強を推進することや、安全な空間の確保への誘導も含め総合的に推進する。

また、地震後の速やかな復旧・復興に向けて、倒壊により閉塞させる恐れのある緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ・ 菊川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定及び PDCA サイクルの実施
- ・ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、重点的に支援を行う
- ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等
- イ 耐震改修促進税制等
- ウ 住宅ローンの優遇制度

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- ア 専門技術者の養成と相談体制の整備
- イ 専門家・技術者向け、市民向け講習会の開催

(4) 地震時の総合的な安全対策

- ア 建築物以外の事前の対策
(ブロック塀の安全対策、家具転倒防止等)
- イ 地震発生時の対応
(地震被災建築物応急危険度判定活動等の実施)

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

ア 耐震診断義務付け対象道路

計 画	法第 5 条第 3 項第 2 号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート、災害拠点病院、航空搬送拠点を結ぶルート
県の浜岡地域原子力災害広域避難画	PAZ・UPZ 内の避難経路

イ 耐震化努力義務対象道路

地域防災計画の位置付け	道路の種類	法第 5 条第 3 項第 3 号の規定による耐震化の努力義務を課す道路
県の地域防災計画	緊急輸送路	第 1 次～第 3 次の緊急輸送路 (緊急輸送ルート等を除く)
菊川市の地域防災計画	幹線避難路 避難路	市選定緊急輸送路

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

また、高齢世帯等における資金不足や跡継ぎ不在などのため耐震改修が難しい世帯にも取り組みやすいよう、最低限命を守るということに主眼を置き、耐震シェルター、防災ベッド設置事業を継続し、総合的に推進する。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、住民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

なお、住宅の耐震化を推進するには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施済者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについては、進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実、改善を図り、住宅耐震化を促進する。

また、耐震診断が義務付けられた建築物（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物）については、早急な耐震改修の促進が求められていることから、重点的に支援を行う。

ア プロジェクト「TOUKAI—0⁺（プラス）」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表 3-1 のとおり、県とともに耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。

イ 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

(ア) 住宅

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 m ² 相当分まで)
特例 期間	令和 10 年 12 月 31 日までに耐震補強が完了	令和 13 年 3 月 31 日までに耐震補強が完了

(イ) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、国の補助を受けて耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 2 年間、税額を 1/2 減額（改修工事費の 2.5% を限度）。

ウ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成 18 年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るための協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建て替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。

表 3-1 プロジェクト「TOUKAI-0⁺(プラス)」総合支援事業の制度概要（令和8年4月）

区分		【事業名】概要	対象建築物等	補助率		
				国	県	市町
住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和56年5月以前	1/2	1/4	1/4
	補強計画	【木造住宅補強計画策定事業】 一体型で耐震補強を実施しなかった高齢者等世帯への補強計画策定に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/3	1/3
	補強計画 及び 補強 工事	【木造住宅耐震補強事業（耐震補強計画一体型）】 補強計画と一体的に実施する耐震補強工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0以上に向上	1/2	1/4	1/4
		高齢者のみ世帯等への割増助成				5万円
	耐震診断	【非木造住宅耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
建築物等	耐震診断	【既存建築物等耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
	補強工事	【建築物耐震補強助成事業】 既存建築物又は既存マンションの耐震補強工事に対する助成	昭和56年5月以前 一定の規模・用途に限る	11.5%	5.75%	5.75%
対象建築物（沿道） 耐震診断義務付け	補強計画	【要安全確認計画記載建築物等耐震補強計画策定事業】 補強計画の策定に対する助成	昭和56年5月以前 通行障害建築物に限る	1/2	1/4	1/4
	補強工事	【要安全確認計画記載建築物耐震改修事業】 耐震補強工事又は除却工事に対する助成	昭和56年5月以前 通行障害建築物に限る	2/5	1/5	1/5
瓦屋根住宅	耐風診断	【住宅屋根耐風診断事業】 耐風診断に対する助成	令和3年12月以前に建築された瓦屋根住宅	1/3	1/6	1/6
	耐風改修	【住宅屋根耐風改修事業】 耐風改修に対する助成	令和3年12月以前に建築された耐風性能を満たさない瓦屋根住宅	11.5%	5.75%	5.75%

ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去事業(安全な通学路等)】 撤去に対する助成	住宅等から避難地又は避難所へ至る私道を除く経路に面する危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
		【ブロック塀等撤去事業(上記以外)】 撤去に対する助成	道路等に面する危険なブロック塀	1/4	1/8	1/8
	改善	【避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業】 改善(フェンス等他の塀へ転換)に対する助成	避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 移転に要する費用への助成	災害危険区域内等の危険住宅	1/2	1/4	1/4

※木造住宅の耐震改修工事の実施に当たっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組む。

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

県では木造住宅の耐震改修が安心して行えるよう、耐震診断及び耐震改修に係る相談等を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

また、静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した市民に対して、耐震診断の結果の報告の際に、安心して耐震補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行っている。

イ 専門家・技術者向け、市民向け講習会の開催

市は「地震に備えて安全対策」の出前行政講座を実施し、団体からの依頼により講習会を実施している。また、「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの際に、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について周知啓発を図っていく。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

東日本大震災における被害を踏まえ、ブロック塀の安全対策、家具転倒防止、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が再認識された。

このため、市では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していく。

ブロック塀等については、緊急輸送路、避難路又は避難地沿いのブロック塀を重点的に、危険なブロック塀等の所有者等に対して安全点検の実施、撤去及び改善を促進する。

また、ブロック塀等撤去事業（安全な通学路等）の対象となる道路は、市内における住宅や事業所等から菊川市地域防災計画に掲げる指定避難所又は指定緊急避難地へ至る私道を除く経路とする。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受け、早急に余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止する応急危険度判定の実施が必要と判断される場合は、県及び市は判定に係る実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の残存耐震性能を把握し、継続使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか専門家が詳細に調べて判定を行う被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」（(一財)日本建築防災協会）及び県が策定する「住宅の応急修理実施要領」（静岡県）をもとに被災建築物の応急復旧を行う。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

県の広域受援計画に位置付けられた緊急輸送ルート等や、県や市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物等の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

ア 耐震診断義務付け対象道路

防災上特に重要な道路について、沿道建築物が地震によって倒壊することを防止し、自衛隊や消防、警察などの広域応援部隊の緊急車両の通行を確保するとともに、原子力災害による多数の住民の円滑な避難が困難になることを防止するため、法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道建築物の所有者に耐震診断の実施を義務付ける道路を、県が平成31年4月1日に表3-2のとおり定めた。

表 3-2 耐震診断義務付け対象道路

計画	法第5条第3項第2号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート（東名・新東名のそれぞれの IC から県・市町災害対策本部（40 拠点）、災害拠点病院（22 拠点）、航空搬送拠点（3 拠点）を結ぶルート（計 65 拠点））
県の浜岡地域原子力災害広域避難画	PAZ・UPZ 内の避難経路

イ 耐震化努力義務対象道路

緊急輸送路等の避難路沿道における建築物の耐震化を促進するため、法第5条第3項第3号の規定に基づき、建築物の所有者等に耐震化の努力義務を課す道路として、菊川市地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路を表3-3のとおり定めた。

表 3-3 耐震化努力義務対象道路

地域防災計画の位置付け	道路の種類	法第5条第3項第3号の規定による指定耐震化の努力義務を課す道路
県の地域防災計画	緊急輸送路	第1次～第3次の緊急輸送路（緊急輸送ルート等を除く）
菊川市の地域防災計画	幹線避難路	市選定緊急輸送路
	避難路	

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組む。

(1) ハザードマップの作成・公表

静岡県第4次地震被害想定や、菊川市ハザードマップの情報を市のホームページ等で公開する。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

都市計画課にて相談窓口を受付。耐震改修に係る情報を紹介する。
耐震改修の補助に係る情報を市のホームページで公開する。

(3) パンフレット等の作成とその活用

各種パンフレット等の作成と、各種行事やイベント時における周知・啓発を行う。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム事業者等との連携により、耐震化の必要性や補助制度の周知を図り、住宅リフォームに併せた耐震改修及び耐震性能検証を促進する。

(5) 関係者との連携促進等

ア 自治会等との連携促進等

自主防災組織等と連携した周知・啓発を行う。

イ 静岡県等との連携促進等

静岡県等連携し、所有者等の取組をできる限り支援する。

ウ 建築関係団体との連携促進

静岡県建築士会等と連携した周知・啓発を行う。

(6) ダイレクトメールや戸別訪問等の実施

安全な住まいを確保するため、耐震性が不足する住宅（約800戸（令和5年現在））に対してダイレクトメール（DM）又は戸別訪問等のPRを実施した割合（目標）を100%（令和12年度末）とする。

(7) 建築物に関する防災対策

木造住宅の耐震化ができない世帯への耐震シェルター等の設置促進に務める。

(8) その他周知及び啓発する事項

現行の耐震性能の確保、余裕のある耐震性能の確保、新築時の耐震性能の維持・回復など定性的な目標に設定した事項の周知啓発を行う。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、今後発生のおそれがある地震の概要とその危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る必要がある。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」等の不安に対応するため、県等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置し、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる事例集等を公表していく。

(1) ハザードマップの作成・公表

県と市では、「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報をホームページで公開している。

ハザードマップについては市のホームページに掲載し、全戸配布しており、地区センター等関係機関へも配布している。また、沿道建築物の耐震化に関する情報については、国土地理院が作成している「重ねるハザードマップ」上で公開されている。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

本市では、相談窓口を、都市計画課に設置している。

建築物の耐震化に係る相談については都市計画課、家具の固定等については危機管理課、契約や金銭上のトラブルについての相談は消費生活センター（商工観光課）にて対応している。

県のホームページ「耐震ナビ」(<http://www.taishinavi.pref.shizuoka.jp>)においては、建築物の耐震化に必要な情報を公開している。「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけでなく、一般にもわかりやすく解説している。

(3) パンフレット等の作成とその活用

市では、市広報誌の「広報きくがわ」等により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、県作成の命を守るための取組を説明したパンフレット「あなたと家族の命を守る地震対策」、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を配布している。

また、「建築物防災週間」や「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの際に、建築物の耐震診断や耐震改修等の必要性についての周知を図っている。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

旧耐震基準（昭和56年5月以前）建築物の耐震改修の実施にあたっては、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォームにあわせて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、戸別訪問等を行った際にリフォーム予定である場合は、特に耐震改修を行うよう実施を働きかける。また、2000年基準以前の木造建築物の耐震性能検証を行うことも有効である。

リフォーム事業者や不動産仲介業者など様々な事業分野と連携し、耐震化の必要性と補助制度を周知し、住宅のリフォームと併せた耐震補強の実施を促進する。

(5) 関係者との連携促進等

ア 自治会等との連携促進等

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

市は県等と連携し、自治会等に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を周知・啓発し、知識の普及を図るため、出前行政講座や適宜専門家や技術者を派遣するなど必要な支援を行う。

イ 静岡県等との連携促進等

県と市は、住宅・建築物の所有者等の役割を念頭に、それぞれの役割の下連携し、所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。また、建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があるため、市は、地域の住宅・建築物の耐震化補助実績等、現状の把握に努め、定期的に県に報告するものとする。

加えて、防災部局と連携し、耐震化の促進が被災時の地域の負担（消火・救助活動、避難所運営等）を軽減させ、防災力を向上させることを自主防災組織に訴え、「地域の課題」として認識してもらい、地域防災の取組として展開されるよう働きかける。

また、福祉部局と連携し、民生委員やヘルパーなどの身近な相談者から高齢者へ耐震化を働きかける。

ウ 建築関係団体との連携

建築関係団体の活動を通じたプロジェクト「TOUKAI-0⁺(プラス)」の啓発、推進及び既存木造住宅等の耐震性能の向上により市民の生命、財産の保護を図ることを目的に、平成15年度より、県内の民間建築団体による静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会）が設立され、住宅・建築物の耐震化を促進している。

今後、市も協議会と連携して、市民や事業者への働きかけや相談業務の補完などを実施するとともに、各地域における市レベルでの組織化を図る。

また、静岡県建築士会等と連携した周知・啓発活動を引き続き推進する。

「協議会における事業」

- ・住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・耐震関連業務の受託
- ・ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・会員の交流及び業務の活性化
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動

(6) ダイレクトメールや戸別訪問等の実施

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを実施している。また、耐震化の必要性を訴えるため、市は県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施している。

今後、市は県と連携し、耐震性が不足する住宅（約800戸（令和5年現在））に対するダイレクトメール又は戸別訪問等の実施率100%（令和12年度末）を目標として周知・啓発を図る。

ダイレクトメールや戸別訪問により、所有者の実情を把握して台帳に整理し、個々の実情に応じて、耐震化以外にも耐震シェルター等の「命を守る対策」を含めた幅広い提案を行うための基礎資料として活用する。

(7) 建築物に関する防災対策

木造住宅の耐震化が困難な高齢者のみ世帯に対して、耐震シェルター等の設置促進に努める。

(8) その他周知及び啓発する事項

ア 現行の耐震性能の確保

(ア) 2000年基準以前の木造建築物

国は、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を公表し、所有者等が接合部等の仕様や劣化状況等を確認することで容易に耐震性能を検証することが可能となっている。

市と県は、リフォーム等の機会を捉え検証の実施を推奨し、これを周知・啓発する。

(イ) 継続使用が可能となる余裕のある耐震性能

大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保に向け、周知・啓発を図る。

また、建築士等に対し、地盤種別や構造特性に留意し継続使用が可能となる余裕のある設計をするよう周知する。

住宅については、県や関係団体と連携し、長期優良住宅の認定取得を働き掛けていく。

(ウ) 杭の二次設計

耐震改修や被災後の復旧にあたっては、大地震時における検討（二次設計）が実施されていないことを前提とし、必要な対策を講じるよう、周知・啓発する。

イ 新築時の耐震性能の維持・回復

(ア) 経年劣化が進んだ建築物

経年劣化による耐震性能の低下を抑えるため、適切な維持管理の必要性を周知・啓発する。

(イ) 地震により被害を受けた建築物

地震を受けた建築物については、点検により被害を的確に把握するとともに、状況に応じた改修の必要性を周知・啓発する。

ウ 屋内における安全性確保

(ア) 家具等の転倒防止対策

ダイレクトメールや戸別訪問等により耐震化と併せて家具等の転倒防止や配置の工夫等を周知・啓発するほか、ホームページ等により幅広く情報提供する。

(イ) 特定天井の落下防止対策

国の基準等に基づき、公共建築物の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者等による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導する。

(ウ) 建築設備の安全対策

市は、県や関係団体と連携して、エレベーターの支持部材の耐震化、釣合いおもりの脱落対策やエスカレーター落下防止対策などの防災対策改修や、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知・啓発を図るとともに、エレベーター及びエスカレーターの所有者や管理者に対して定期検査等に併せ、改善を促す取組を促進する。また、地震時における給湯設備などの転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知・啓発を進める。

エ 屋外における安全性確保

(ア) 倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の所有者等に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して撤去、改善するようパンフレット「ブロック塀の点検と改善」を活用するなどして働きかける。

(イ) 非構造部材等の落下防止対策

屋外広告物や非構造部材等で落下のおそれがあるものについては、建築基準法に基づく所有者等による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導する。

補助制度があるものについては、活用に向け、周知・啓発を図る。

オ 地域における安全性確保

(ア) 空き家

空き家及び周囲の安全性確保に向け、除却や改修が進むよう、庁内関係部局と連携し周知・啓発に取り組む。

(イ) 緊急輸送路等の確保

緊急輸送路等の更なる安全性確保に向け、市が管理し、市域内で完結する緊急輸送路や避難路等について、実情に応じて耐震診断義務付け対象道路の指定に努める。

(1) 住宅における避難空間の確保

住宅の耐震化に取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、耐震シェルター等の設置を促す。

(2) 避難路沿道建築物の耐震化への対策

耐震診断が義務付けられた避難路沿道建築物について、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物の所有者に対し、道路機能を確保することの重要性を丁寧に説明するとともに、通常の建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。

(3) 長周期地震動への対策

本市においても特に対策が必要とされる区域内に位置していることから、対象建築物について県と連携し啓発を推進していくものとする。

(4) 新耐震基準の建築物への対策

新耐震基準を満たす建築物に対しても、リフォーム等の機会を捉え、所有者等が接合部等の仕様や劣化状況等を確認する耐震性能検証の実施を周知・啓発する。

(5) 戸別管理台帳の整備

アンケート、ダイレクトメール（DM）、戸別訪問等により収集した情報や指導履歴をデータとして戸別管理台帳に整理し、個々の世帯の実情に応じたきめ細やかな施策を展開していく。

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**(1) 住宅における避難空間の確保**

静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、最低限、居住スペースにおいて地震の揺れに対する避難空間を確保しておくことが必要である。

このことから、住宅の耐震化に取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、耐震シェルター等の設置を促していく。

(2) 避難路沿道建築物の耐震化への対策

巨大地震による甚大な被害の影響を軽減するには、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じること重要であり、道路ネットワークの強化を図る必要がある。

特に、県の広域受援計画に位置付けられた緊急輸送ルート等や、県や市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

このことから、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道建築物の所有者に耐震診断の実施を義務付ける道路を、県が平成31年4月1日に表3-2（再掲）のとおり定めた。

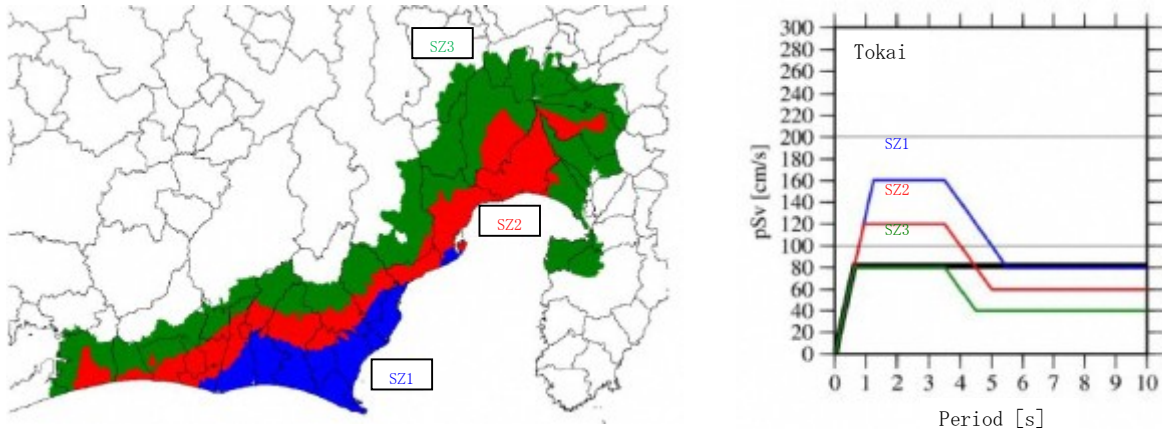
当該沿道建築物の耐震診断は、令和元年度に県が実施済みであり、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物の所有者に対し、道路機能を確保することの重要性を丁寧に説明するとともに、通常の建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。

(3) 長周期地震動への対策

軟弱な堆積層で覆われている地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されており、高層建築物は、固有周期が長く、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれが想定されている。

県は、平成 28 年の国の技術的助言に基づき指定された県内の対象区域（下図 4-1）（SZ1、SZ2、SZ3）に所在する対象建築物のうち、特に対策が必要とされる SZ1 及び SZ2 区域内の建築物について、県内の特定行政庁と連携し、継続的なフォローアップを実施している。また、所有者等に対し、詳細診断及び対策工事の実施に向けた啓発を行っている。本市においても当該区域内に位置していることから、県と連携し周知・啓発を推進する。

図 4-1 長周期地震動対策の対象区域



<区域分けと各区域の長周期地震動による擬似速度応答スペクトル>

- SZ1 建設時の想定を上回る可能性が非常に高い地域
- SZ2 建設時の想定を上回る可能性が高い地域
- SZ3 建設時の想定を上回る可能性がある地域

(4) 新耐震基準の建築物への対策

平成 7 年の阪神・淡路大震災の発生時において、新耐震基準に適合する建築物は築後 10 数年以下の経過年数であった。しかし、同基準の導入後 40 年以上が経過した現在、経年劣化等の課題が顕在化していることから、国は、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を公表した。これにより、所有者等が接合部等の仕様や劣化状況等を確認することで容易に耐震性能を検証することが可能となっている。

今後も、新耐震基準の建築物の経年劣化が進んでいくことから、同基準を満たす建築物に対しても、市と県は、リフォーム等の機会を捉え検証の実施を推奨し、これを周知・啓発する。

(5) 戸別管理台帳の整備

アンケート、ダイレクトメール (DM)、戸別訪問等により収集した情報（所有者の属性、耐震化しない理由など）や指導履歴をデータとして戸別管理台帳に整理し、個々の世帯の実情に応じたきめ細やかな施策を展開する。